

大和市立柳橋小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為です。

すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくことが求められています。

学校、家庭、地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはなりません。

柳橋小学校では、「いじめは絶対にゆるされない」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させます。

いじめ防止のためには、全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることが大切です。そのためには、全ての児童が参加できる「わかる授業」の工夫に努めます。

また、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、アンケート調査や個人面談等を通して、子どもの悩みや保護者の不安を積極的に受け止められるよう、日頃からの信頼関係の構築に努めます。

さらに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たります。

《いじめの未然防止》

- ・異学年交流（給食・遊び）
- ・年二回（6月12月）のいじめアンケート調査
- ・児童対象の児童指導講演会の計画・実施
- ・道徳の時間内での「思いやり・親切・友情・信頼・自主自立・規則尊重等」に関わる内容の取り組み
- ・「よりよい生活のために」を家庭に配布し、全校・全家庭で共通指導の実施
- ・学校朝会などの校長の講話
- ・国際教室交流授業の取り組み（1・3・5年）
- ・児童会によるよりよい学校のためのよびかけやあいさつ運動の実施
- ・いじめ防止ポスターの掲示
- ・PTA主催の講演会や交流会
- ・保護者による学習支援ボランティア（必要に応じて）

《早期発見》

- ・各クラスでの見とり
- ・月一回の児童活動支援部・相談健康部のグループ会での各学年の情報交換
- ・年二回（6月・12月）のいじめアンケート分析
- ・普段の観察

《早期対応》

- ・学級会、学年集会等を利用しての話し合い
- ・休み時間の子どもたちの様子を観察
- ・学年の対応（情報交換・事実確認・指導等）
- ・校内対策チームによる対応（情報交換・事実確認・指導等）
- ・保護者との話し合い
- ・関連機関への相談

《教育相談体制》

- ・個別懇談（12月）
- ・相談員との面談（適宜）

《児童指導体制》

- ・学年、学校全体による支援、協力
- ・ケース会議・カンファレンス（適宜）
- ・相談員とのカンファレンス（1回／月）

《校内研修》

- ・拡大支援会議（健康相談部）（2回／年）

《重大事態への対処》

- ・教育委員会への報告
- ・当該調査機関への協力
- ・関連機関との連携

《その他》

- ・学校評議員、PTA、地域等との連携

大和市立柳橋小学校いじめ対応フローチャート

